

平成29年第13回芦北町農業委員会総会議事録

・開催日時 平成29年12月8日(月)午前 9時30分

・閉会日時 平成29年12月8日(月)午前 11時10分

・開催場所 芦北町役場本庁舎 3階大会議室

・出席農業委員 11名

1番 井川 輝征	2番 尾上 春樹	3番 宮本 和市
4番 藤井 雅史	5番 谷口 孝一	6番 塚本 壽
7番 草野 義雄	8番 田口 昭広	9番 寺本真理子
10番 阪口 修一	11番 片山 幸弘	

・出席農地利用最適化推進委員 12名

1番 本郷 昭博	2番 牧 正徳	3番 中川 光春
4番 矢野 解光	5番 田口 宗一	6番 下崎 省一
8番 坂口 恵美子	9番 道園 浩二	11番 木川 保
13番 野田 和夫	14番 湧上 米作	15番 山田 和治

・欠席農地利用最適化推進委員 3名

7番 宮島 正文	10番 小崎 良一	12番 一川 清
----------	-----------	----------

・農業委員会事務局職員 出席者

事務局長 告畑 一彦

事務局次長 川田 康幸 参事 白菊 大志

・議事

報告第30号 農地形状変更届出について

報告第31号 農地法施行規則第29条の規定による届け出について

報告第32号 農地法施行規則第53条の規定による届け出について

報告第33号 農地法第18条第6項の規定による届出について

報告第34号 農地中間管理事業に係る農地利用配分計画の認可について

議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請書審議について

議案第46号 農地法第4条の規定による許可申請書審議について

議案第47号 農地法第5条の規定による許可申請書審議について

議案第48号 農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
告畑局長	皆さん、こんにちは。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。 それでは、「農業委員会等に関する法律」第27条第3項に規定してある過半数の出席委員を確認しましたので、只今から平成29年第13回芦北町農業委員会総会を開会いたします。 会議進行につきましては、会議規則第5条の規定により片山会長にお願いします。
片山会長	－会長挨拶省略－ それでは、早速、議案審議に入ります。 本日の、議事録署名委員は1番：「井川輝征」委員、2番：「尾上春樹」委員にお願いします。 なお、7番「宮島」推進委員、10番「小崎良一」推進委員、12番「一川清」推進委員から欠席の報告があがっておりますのでお知らせします。 それでは議事に入ります。 報告第30号「農地形状変更届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の1ページをお願いいたします。報告第30号「農地形状変更届出書について」、農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので報告するものです。 1番、申請地の詳細及び申請人の住所氏名は記載のとおりです。造成理由は「現在は檜、まきの木、松等を植林してあり違反転用の状態である。文書で指導は行っている。今回、デコポンを作付けするという計画で届出書が提出された。」ということでございます。現地確認の時、申請者と立ち会っていろいろ話を聞いたのですが、工事期間平成30年2月28日までには植えるという計画書が出ておりまして、こちらは違反転用状態になっておりますので、抜いてからキチンとデコポンを作付けすれば問題ありませんということをお伝えしております。議案資料は1ページになります。農振農用地区域の基盤整備してある農地になります。農地として活用されていない場合は指導勧告、県への報告を引き続き行っていきたいと考えております。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。この件に関しましては、県とも連絡を取りまして、県からも指導をいたしております。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1番の案件を「塚本委員」にお願いします。
塚本委員	この件については以前から上がってきたいたということですが、本人にお会いしたのは初めてでしたので、主張を聞いていました。申請書は出したけれどもいつ植

	えるかはわからないという話をされました。この木を植えている間に育つといてもいや・・・という風なことで、なかなか話は進んでいない現状です。以上です。
片山会長	担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	県の方、事務局の方、近所の２軒の方も立ち会っていただきまして、見たわけですが、前却下された案件がこの後出てくると思いますが、その案件を踏まえて、隣近所ともめておりまして、田んぼに行くのも作業路が確保されていない状況であります。自分でも耕作できなかったのも、木を植えたりしてありますが、歩いて行けるので、デコポンを植えるのはいいと思います。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第３０号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第３０号については、これで終わります。 次に報告第３１号「農地法施行規則第２９条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の２ページをお願いいたします。報告第３１号「農地法施行規則第２９条の規定による届出」について、農地法施行規則第２９条第１項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 １番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりでございます。転用目的は「農業用倉庫」ということでございます。資料の２ページをお願いいたします。場所は県道沿いになります。理由が、県道の拡張工事を行っております。既存の農業用倉庫が県の収用にかかって、取り壊すということになりましたので、その農地の別の所に農業用倉庫を建てるということでございます。着工は１１月１５日から年末までということになっております。以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件を「１番の井川委員」をお願いします。
井川委員	ただいま事務局からお話がありまして、その地域の道路拡張のために便宜を図ってやったということで、取り壊す前は上の方に倉庫があったのを、下の方に移動するというので、何ら問題は無いと思います。よろしくをお願いします。
片山会長	宮島推進委員が欠席ですので、告畑局長をお願いします。
告畑局長	道路拡張に伴う倉庫の移転ということになりますので、何ら問題ないと思います。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第３１号につきまして、ご質疑ありませんか。

	－「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第３１号については、これで終わります。 次に報告第３２号「農地法施行規則第５３条の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の３ページをお願いいたします。報告第３２号「農地法施行規則第５３条の規定による届出に」について、農地法施行規則第５３条の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 １番、申請地の詳細、賃借人、賃貸人の詳細は記載のとおりとなっております。転用目的は携帯電話の無線基地局ということになっております。 議案資料は３ページになります。現場を確認しましたが、周りに影響が無いような状況でございました。以上で報告を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 １番の案件を「９番の寺本委員」をお願いします。
寺本委員	事務局と一緒に現地確認に行きました。事務局の説明したとおりです。よろしくをお願いいたします。
片山会長	担当地区の「牧推進委員」から何かございましたらお願いします。
牧推進委員	事務局、寺本委員と立会に同行しまして、別に支障がないので、よろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第３２号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第３２号については、これで終わります。 次に報告第３３号「農地法第１８条第６項の規定による届出について」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第３３号「農地法第１８条第６項の規定による届出について」。農地法第１８条第６項の規定による届出が下記のとおり提出されたので報告するものです。 土地の詳細、賃貸人、賃借人の住所氏名については記載のとおりです。事由は合意による解約となっております。以上です。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第３３号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第３３号については、これで終わります。 次に報告第３４号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可につい

	て」を報告とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	報告第34号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。 －農地中間管理事業の概要について説明－ 1番、賃貸人が中間管理機構に貸しまして、中間管理機構から賃借人に貸しております。耕作作目は果樹で設定期間は新規設定5年間です。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 報告第34号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ 質疑なしということですので、報告第34号については、これで終わります。 次に議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の3ページになります。議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請書審議」について、農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部1番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「町外に住んでおり耕作困難な為、譲受人に売り渡す。」譲受人事由は、「規模拡大の為、買い受け果樹を作付けする。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、4ページから5ページになります。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。 2番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため、耕作管理できないので売り渡す。」譲受人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、6ページから8ページになります。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。 3番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため、耕作管理できないので売り渡す。」譲受人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、9ページから10ページになります。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。

	4 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「労力不足のため、耕作管理できないので売り渡す。」譲受人事由は、「自作地に隣接しており、耕作管理が行いやすい為、買い受ける。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、11 ページから 13 ページになります。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。 5 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「県外に居住して、耕作管理が困難な為、譲り渡す。」譲受人事由は、「規模拡大の為、譲り受け、果樹を作付けする。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、14 ページから 15 ページになります。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。 6 番、申請地及び譲渡人、譲受人の住所氏名は記載のとおりです。譲渡人事由は、「高齢の為、後継者に生前贈与する。」譲受人事由は、「受贈し、引き続き耕作管理する。」となっています。合計耕作面積は、備考欄のとおりです。議案資料は、16 ページから 17 ページになります。判断理由で全て不許可要件には該当しておりませんので、許可相当であると考えます。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので補足説明をお願いします。 1 番の案件を「9 番の寺本委員」をお願いします。
寺本委員	現在も耕作しておられますので、事務局の説明したとおりです。よろしくお願いします。
片山会長	担当地区の「牧推進委員」から何かございましたらお願いします。
牧推進委員	事務局と寺本委員の説明どおりでございます。この度話がまとまって買われるそうですので、何ら異議はありませんのでよろしくお願いいたします。
片山会長	2 番・3 番・4 番の案件をまとめて「8 番の藤井委員」をお願いします。
藤井委員	事務局から説明がありましたが、特異なケースと言いますか、実際現場に行きましたが、家にも誰も住んでいない、高齢で、空き家です。この案件については、新しい形と言いますか、地区で遊休農地をなくすという形で、3 名の方が地区の農地を守るという格好で、有償で購入されたということで、地区の農地を守るための新しい体系ではないかと思っております。以上です。
片山会長	担当地区の「小崎推進委員」が欠席ですので、告畑局長何かございましたらお願いします。
告畑局長	只今の藤井委員の説明のとおりです。地元の農地は地元で守ろうということです。以上です。

片山会長	5番及び6番の案件は私が担当地区ですので私が説明します。 5番につきましては、譲渡人は町内に住んでいましたが、町外に仕事に行かれたということで、譲受人がみかんの専業農家でございます、農地として地区の一番いいところだと思います。この地区には40年くらい前に別の地区から出作に来られていましたけれども、出作されていた方が、亡くなったり、高齢化で耕作放棄地になっていたところ譲受人が変わって作るということで、先程ありましたように土地を荒らさないということで、譲受人にはぜひ頑張ってくださいということでお願いしました。 6番につきましては、親子間での贈与になります。ほとんどがデコボンハウスでございます。譲受人も専業農家で一生懸命農業をしておられますので、問題は無いと判断いたしました。 担当地区の「本郷推進委員」から何かございましたらお願いします。
本郷推進委員	事務局と、片山会長と現地調査に行ってきました。5番は、片山会長が言われたとおり、譲受人の先代が亡くなられて1年間放棄されていましたが、山と交換して譲受人が耕作されるということで、別に何も問題ないと思います。 6番は、譲受人の自宅に近く、まとまったハウスで一生懸命やっておられますので、親から引き継いでやられるということですので別に問題ないと思います。以上です。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第45号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。

	5 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 4 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案書の 8 ページになります。議案第 4 6 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議」について、農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので本会の議決を求めるものです。 1 番、申請地の詳細、申請人の住所氏名については記載のとおりです。転用目的は植林です。これは報告第 3 0 号の届出人と同一人物です。前回も全く同じ申請が上がってきております。昨年 8 月に農業委員会で審議して、1 0 月に不許可ということで採決した案件になります。資料は 1 8 ページから 2 1 ページになります。2 0 ページをお願いします。昨年 2 月頃に違反転用があり、杉、檜の植林がされておりまして、農地法の違反転用になるので抜いてくださいと口頭で指導を行いました。引き続きずっと口頭で指導をしておりまして、それでもずっと聞いてもらえませんでした。県に相談して、県も指導をしますがそのままの状態でした。次に植林の転用申請が上がってきました。資料の 1 8 ページをお願いします。判断の理由ですが、資力及び信用という項目がございまして、信用については信用性がないということで許可相当でないと判断しております。県もそういうことで判断しました。信用がない理由ですが、申請地以外の同地区の第 1 種農地に農地法第 4 条の転用許可なく植林している。転用許可ができないところです。農業委員会からの指導及び勧告対しても是正の意向はない状況である。総合的に判断して、信用性がないということで不許可相当であると判断して、県に意見を述べております。県の判断も平成 2 8 年 1 2 月 2 2 日付で県知事より不許可の指令書が届いて、本人にもこちらから送付しております。総合的に判断して信用性がないということで不許可相当であると思っております。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「塚本委員」をお願いします。
塚本委員	私もちょっと話をしましたが、農地法の違反を認めつつ、認めないというような話を続けておられまして、結局これが信用に繋がらないということだと理解します。後、申請地にも住宅が隣接して 2 軒ありますが、住宅から 1 メートルくらいの所にクヌギなどが植えられており、今は小さいけれども、後から大変な問題になると理解しております。以上です。

片山会長	担当地区の「田口宗一推進委員」から何かございましたらお願いします。
田口宗一 推進委員	最初に申しましたように、隣接している方が2人来られまして、家の近所だけでも抜いてもらえませんか1時間くらい本人と話し合いもしたのですが、これはうちの土地だから抜く気はないと言っておられますので、よろしくお願いいたします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 休憩に入ります。 10時20分 休憩 10時50分 再開 再開します。 議案第46号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。議案第46号につきましては、不許可相当であるということで、ご異議ありませんか。異議なしの委員は挙手をお願いします。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1番については「不許可相当である旨の意見」を県知事に提出することに決定しました。 次に議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第47号「農地法第5条の規定による許可申請書審議」について、農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、1番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「個人住宅」です。議案資料は、22ページから23ページになります。場所は23ページに記載しております。22ページの調査書ですが農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当いたしまして、代替の可能性もないということです。一般基準も全て満たしており、許可相当であると判断しております。 2番。申請地及び譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。転用目的は「精米機置場兼駐車場」です。議案資料は、24ページから25ページになります。場所は25ページに記載しております。24ページの調査書ですがこれも農地区分は第2種農地（その他の農地）に該当いたしまして、代替の可能性もないということです。一般基準の第2項第4号は申請地の北側及び西側に農地は存在するが、転用目的が精米機置場兼駐車場であり転用面積も58㎡と狭いため、周辺の農地への営農条件の支障は無いと判断しております。全てにおいて許可相当であると判断し

	ております。以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 現地確認を担当委員さんをお願いしておりますので、補足説明をお願いします。 1 番の案件を「4 番の藤井委員」をお願いします。
藤井委員	事務局からもありましたが、申請地は農地ですが、周りは住宅が建っています。 何ら支障はありませんので、よろしくご検討のほどお願いいたします。
片山会長	担当地区の「道園推進委員」から何かございましたらお願いします。
道園推進 委員	藤井委員が言われたとおり、何ら問題ありませんのでよろしくお願いします。
片山会長	2 番の案件を「1 番の井川委員」をお願いします。
井川委員	事務局から説明ありましたとおり、何ら周りにも迷惑がかかるということではないので、採決していただきたいと思います。以上です。
片山会長	担当地区の「坂口恵美子推進委員」から何かございましたらお願いします。
坂口恵美子 推進委員	井川委員が言われたとおりよろしくお願いします。
片山会長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第 4 7 号につきまして、ご質疑ありませんか。 －「質疑なし」の声あり－ それでは採決を行ないます。異議なしの委員は挙手をお願いします。 「所有権移転の部」1 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。 2 番につきまして、ご異議ありませんか。 －「異議なし」の挙手あり－ 異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。 次に議案第 4 8 号「農地利用集積計画の審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
川田次長	議案第 4 8 号「農地利用集積計画の審議」について、農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、農用地利用集積計画が芦北町長から下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。 所有権移転の部、1 番。申請地、譲渡人及び譲受人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、果樹で、耕作面積は、備考欄のとおりです。これは農地中間管理機構の特例事業でございまして、9 月の総会で熊本県農業公社に所有権移転された案件です。今回譲受人に所有権移転する案件でございます。

	賃借権移転の部、1 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻及びたばこで、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 2。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 5 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 1 0 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 4 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 1 0 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 5 番。申請地、賃貸人及び賃借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 1 0 年間。賃借料及び耕作面積は、備考欄のとおりです。 使用貸借権設定の部、1 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 3 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 2 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。作目は、水稻で、設定期間は、新規設定 3 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 3 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 1 0 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 4 番。申請地、貸人及び借人の住所氏名は記載のとおりです。転貸で、設定期間は、新規設定 1 0 年間。耕作面積は、備考欄のとおりです。 以上で説明を終わります。
片山会長	事務局からの説明が終わりました。 議案第 4 8 号につきまして、ご質疑ありませんか。 8 番、坂口恵美子推進委員。
坂口恵美子 推進委員	使用貸借で中間管理機構を使うメリットとか後の問題解決のためにいいのですか。
川田次長	中間管理機構は 1 0 年間借ります。第 3 者には 5 年ごとに分けて貸しますけれども、その 5 年間の内に農地が返ってきた場合、中間管理機構が第 3 者を新しく探します。2 年間探すわけですが、中間管理機構が管理することになっています。貸人には心配をかけないというのが一番大きなメリットかなと思います。
坂口恵美子 推進委員	はい、わかりました。
片山会長	他に議案第 4 8 号につきまして、ご質疑ありませんか。 ー「質疑なし」の声ありー

それでは、採決を行います。

所有権移転の部 1 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました
賃貸借権設定の部 1 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。
2 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。
3 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。
4 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。
5 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。
使用貸借権設定の部 1 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。
2 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。
3 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。
4 番についてご異議ありませんか。異議なしの場合は挙手をお願いします。

－「異議なし」の挙手あり－

異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。

	これで、本日の議案・報告について審議は終わります。引き続き、その他の連絡事項に入ります。 (1) 利用意向調査について
--	---